

令和6年度白鷹町障がい者就労施設等からの物品等調達方針

1 目的

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき、障がい者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図ることを目的とする。

2 適用範囲

この方針の適用範囲は、本町の全ての組織（町長部局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、教育委員会事務局、町立病院事務局）とする。

3 調達の対象となる障がい者就労施設等

この方針の対象となる障がい者就労施設等は、法第2条に規定する障がい者就労施設等で、町内に住所を有する次の各号に掲げる障がい者就労施設等とする。

- (1) 障がい福祉サービス事業所 こぶしの家（就労継続支援B型・生活介護）
- (2) 障害者支援施設 白鷹陽光学園（生活介護・施設入所支援）
- (3) しらたかFACTORY（就労継続支援B型）

4 調達対象物品等

この方針の調達対象となる物品等は、本町が調達する物品等のうち、以下の表に示すような、障がい者就労施設等が提供可能なものとする。

区 分	内 容
物 品	事務用品、飲食料品、小物雑貨、その他の物品
役 務	清掃、施設管理、軽作業、その他の役務

5 令和6年度調達目標

前年度の調達実績額を目標として設定し、その額を下回らないよう努める。

6 推進方法

- (1) 障がい者就労施設等が提供可能な物品等に関する情報提供
健康福祉課は、障がい者就労施設等が提供可能な物品等に関する情報を本町の全ての組織に周知し、調達推進を図る。
- (2) 随意契約制度の活用

障がい者就労施設等からの調達を推進するため、地方自治法施行令及び白鷹町財務規則等の規定に基づく随意契約を活用する。

(3) 障がい者就労施設等に対する発注時の配慮

障がい者就労施設等への発注にあたっては、障がい者就労施設等の物品等の提供能力に合わせた適切な納期の設定を行うなどの配慮をする。

7 公表等

調達方針については、策定後速やかに、調達実績については、年度終了後に、町ホームページで公表するものとする。

8 その他

町が事務局を務める各種団体等についても、法の趣旨を踏まえ、障がい者就労施設等からの物品等の調達に努めるものとする。